

【資料 3】 健康管理支援・医療扶助等に関する 福祉事務所アンケート結果

健康管理支援・医療扶助等に関する アンケートの概要

ひと、くらし、みらいのために



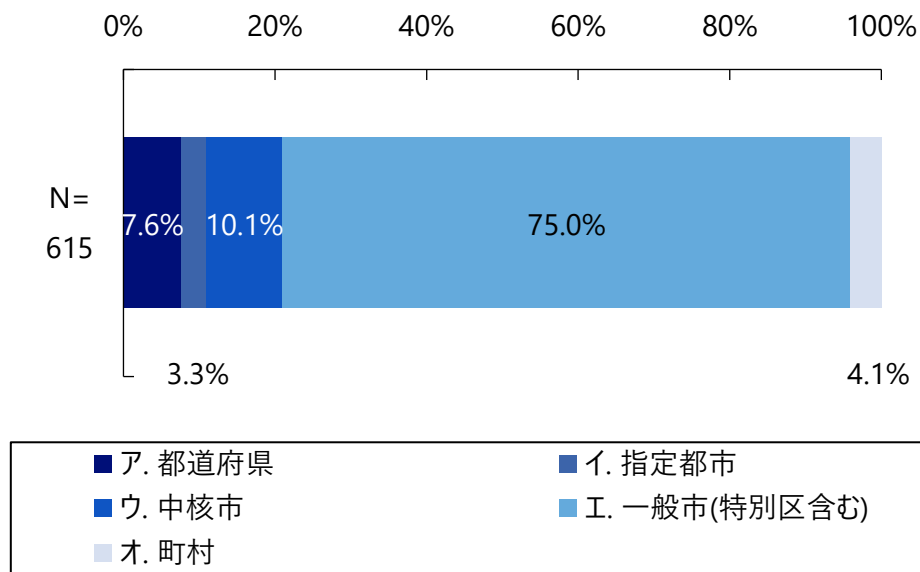
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

アンケートの概要

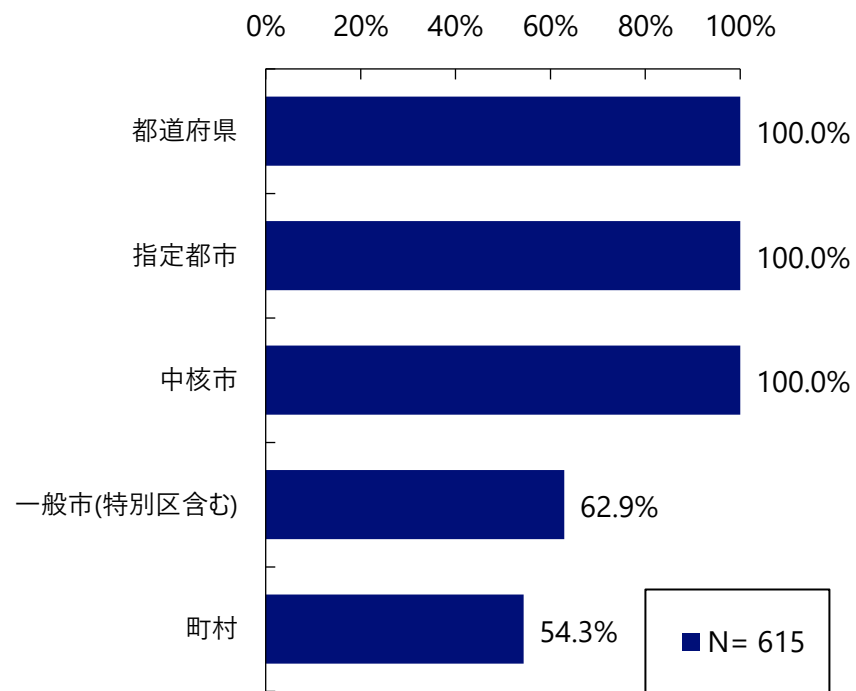
各自治体における健康管理支援・医療扶助等に関する取組の実態把握を目的とし、都道府県、指定都市、中核市及び福祉事務所設置市町村を対象にアンケートを実施。

回答自治体の属性

自治体規模



回収率



1. 被保護者健康管理支援事業

ひと、くらし、みらいのために

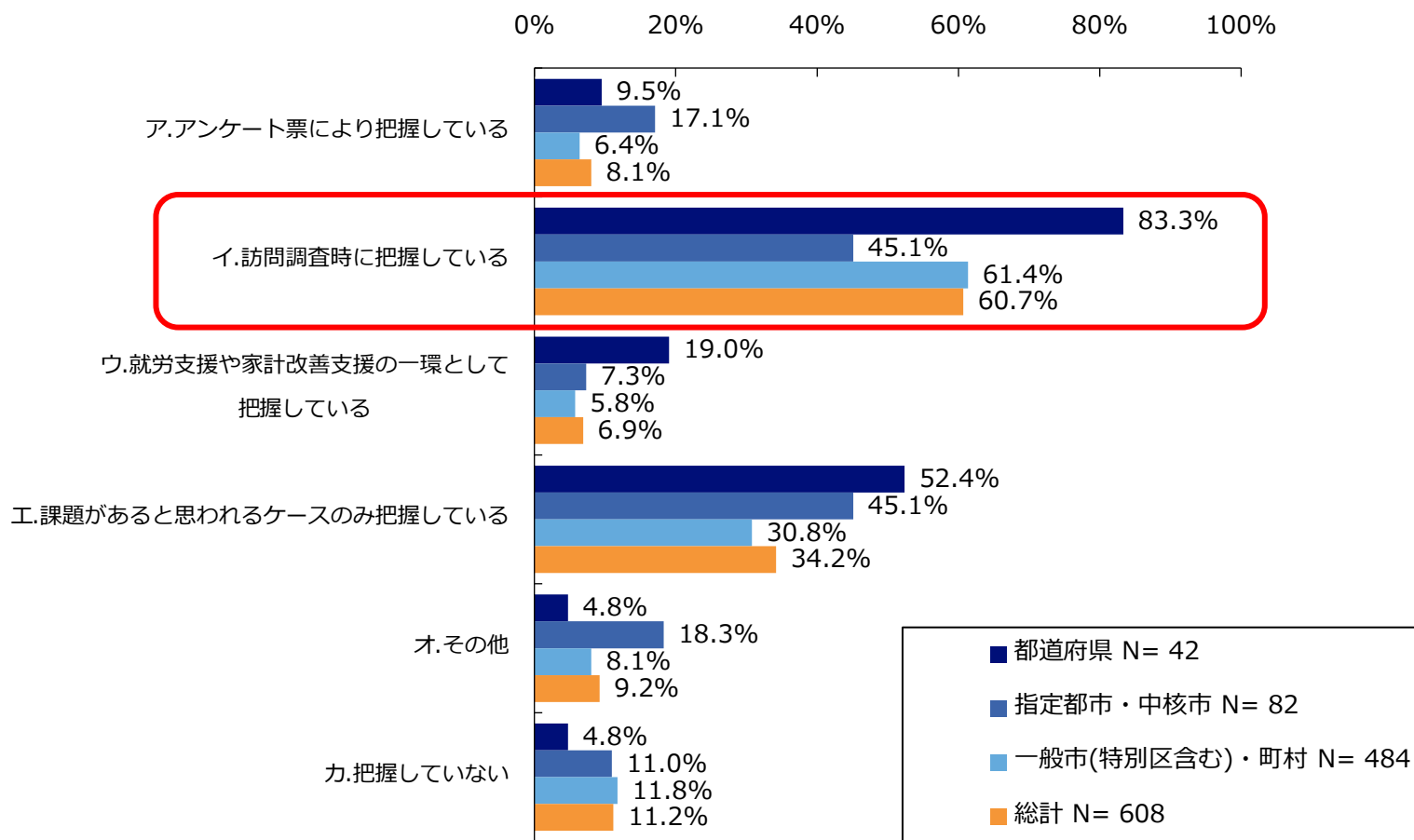


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

被保護者の生活習慣の把握状況

被保護者の生活習慣の把握状況について、全体では「訪問調査時に把握している」が最も多く、「課題があると思われるケースのみ把握している」が続いた。

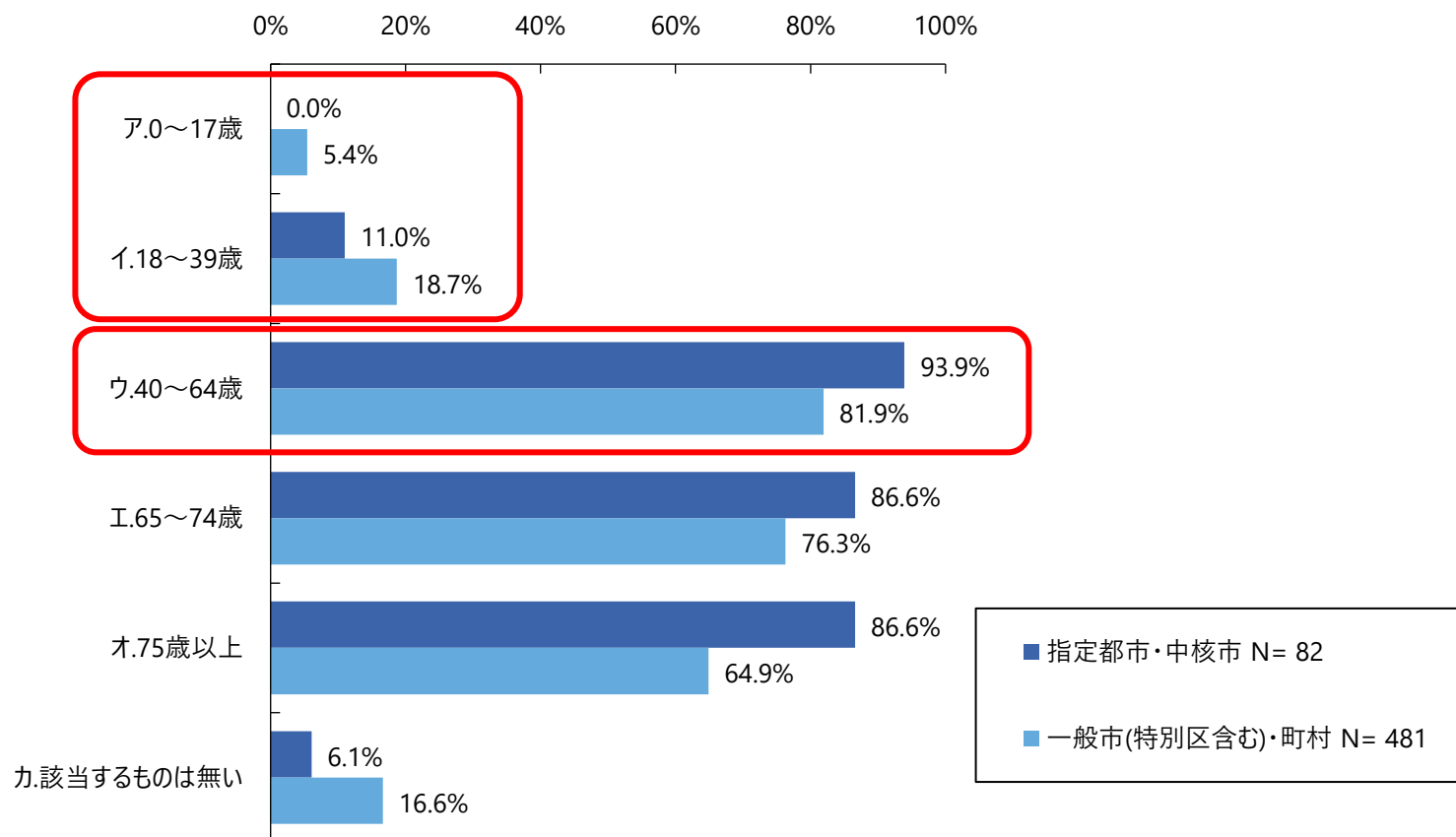
被保護者の生活習慣（食習慣、運動習慣、喫煙・飲酒習慣など）を把握しているか（複数回答可）



被保護者を対象とした健康診査の実施状況

被保護者を対象とした健康診査（健康増進法に基づく健康増進事業）の実施状況について、「40～64歳」は多くの自治体で対象とされていた。一方、「40歳未満」が対象とされている自治体は少なかった。

健康増進法に基づく健康増進事業としての健康診査を実施しているか（複数回答可）

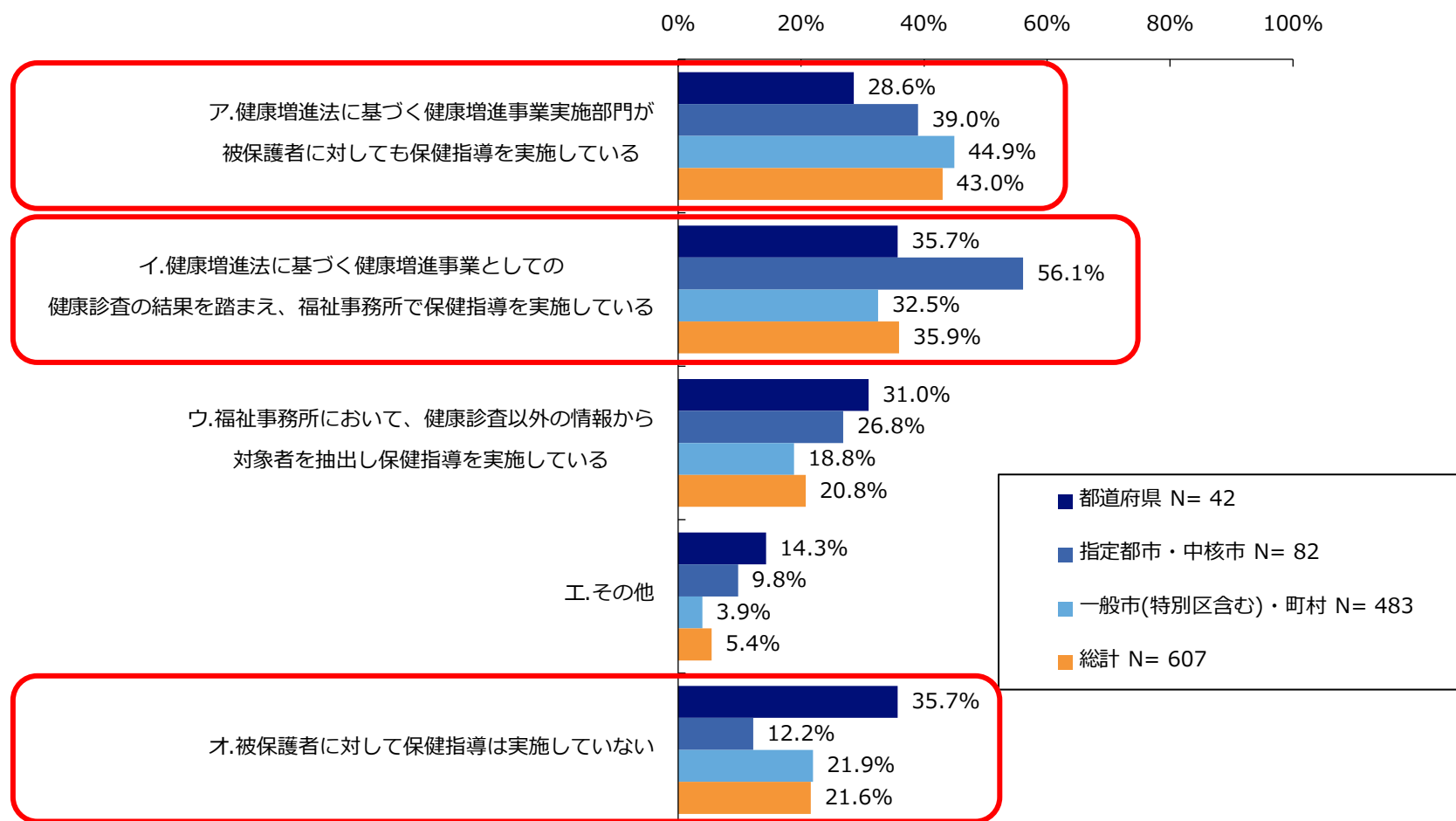


※健康増進法に基づく健康診査は市町村が実施するものであるため市町村の回答のみとした。

被保護者に対する保健指導の実施状況

被保護者に対する保健指導の実施状況について、全体では「健康増進事業部門が保健指導を実施している」が最も多く、「健康増進事業としての健診結果を踏まえ、福祉事務所で保健指導を実施している」が続いた。一方、「被保護者に対して保健指導は実施していない」との回答も一定数あった。

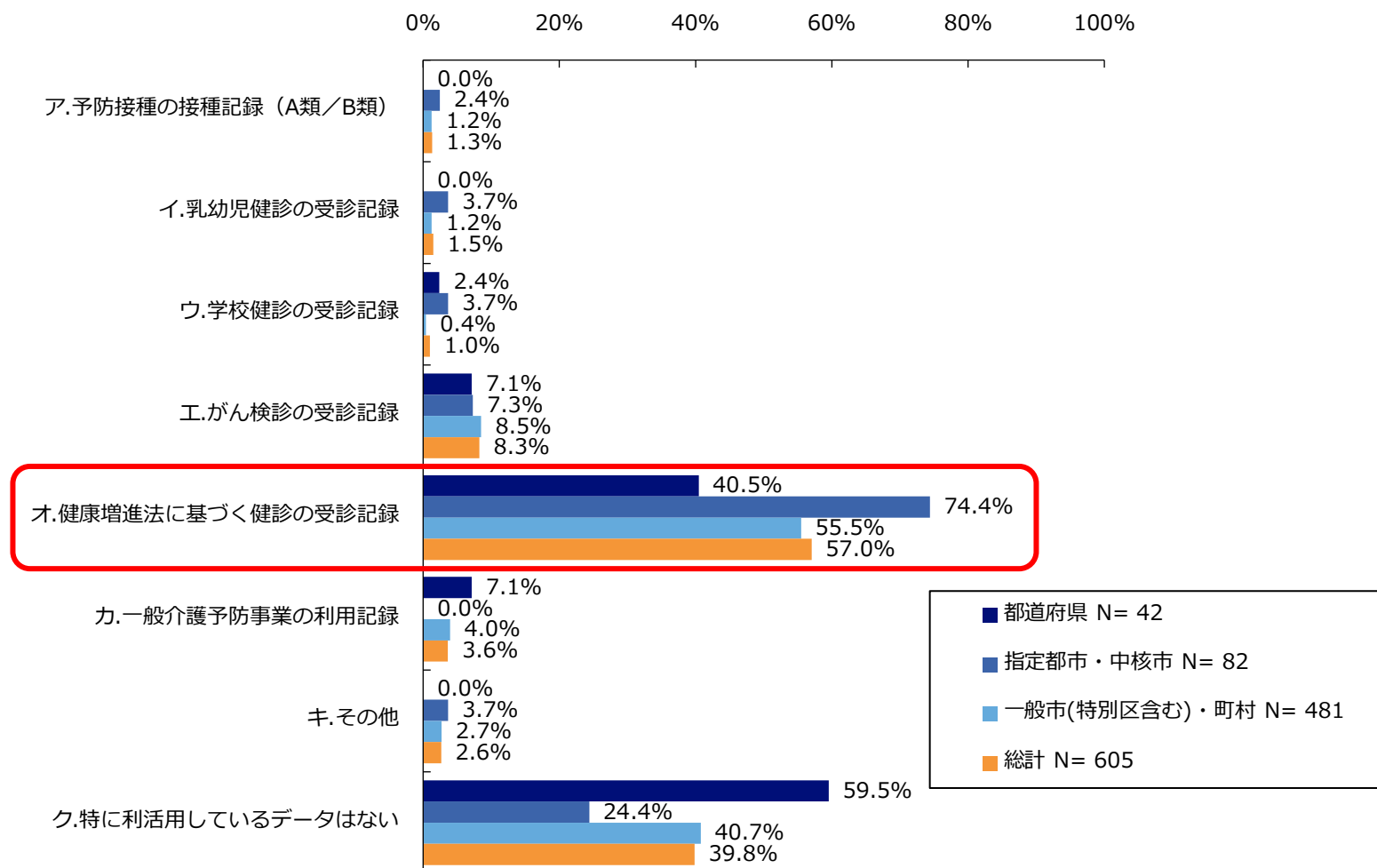
被保護者に対する保健指導を実施しているか（複数回答可）



他部署のデータの利活用状況

利活用している他部署所有のデータについて、「健康増進法に基づく健診の受診記録」が最も多かった。

被保護者に対する支援を実施する上で、他部署の所有するデータを利活用しているか（複数回答可）

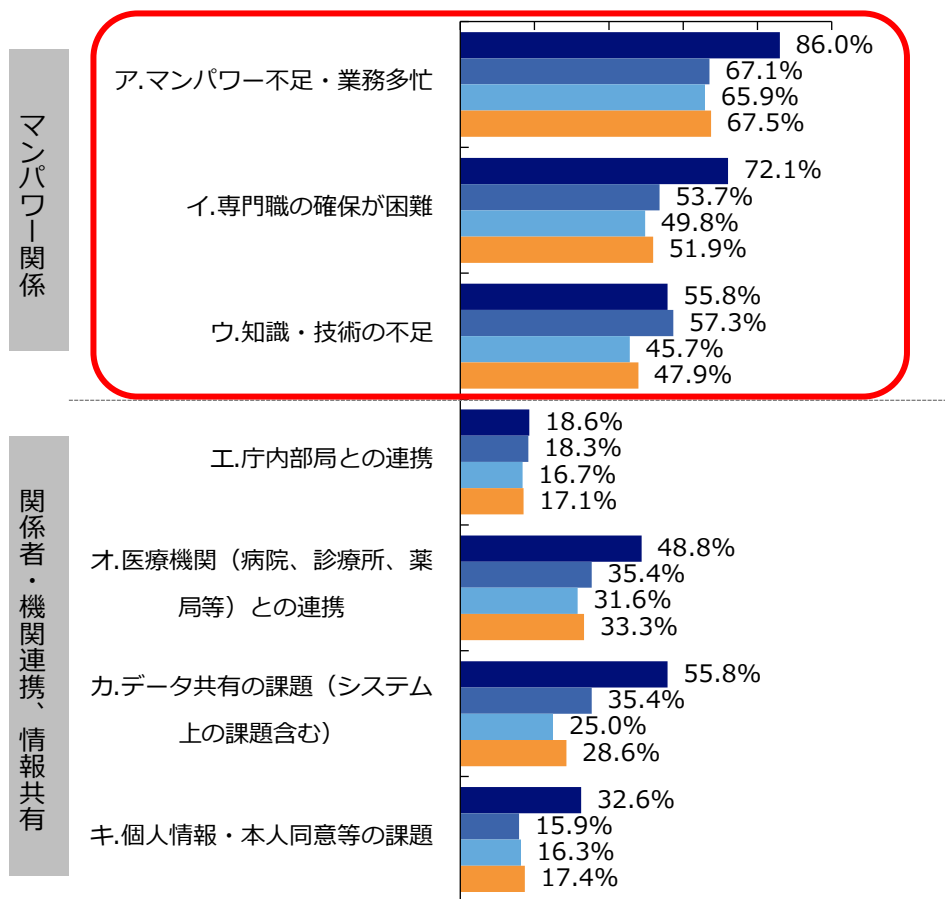


被保護者健康管理支援事業の課題

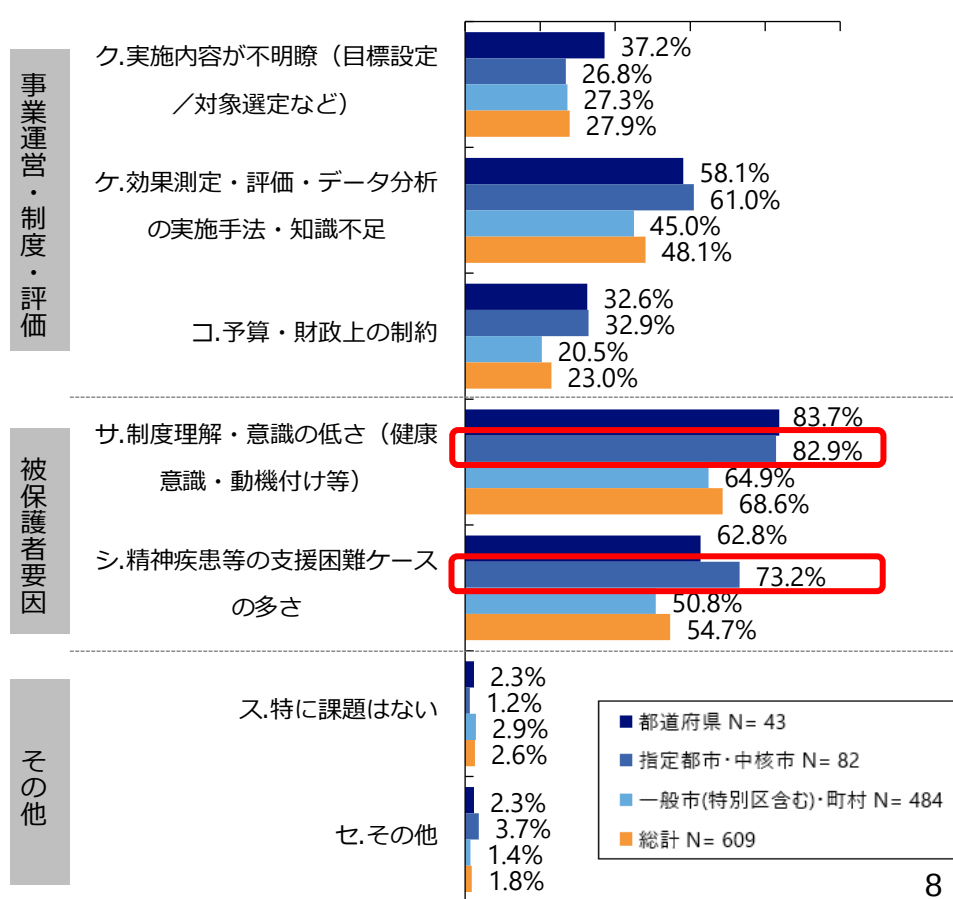
被保護者健康管理支援事業の推進にあたっての障壁・課題について、福祉事務所の体制面（マンパワー不足・業務多忙、専門職の確保が困難、知識・技術の不足）や、被保護者要因（制度理解・健康意識・動機付け、精神疾患等の支援困難ケースの多さ）を挙げる自治体が多かった。特に、指定都市・中核市においては、被保護者要因を挙げる自治体が多かった。

被保護者健康管理支援事業の推進にあたり障壁になっていることや課題（複数回答可）

0% 20% 40% 60% 80% 100%



0% 20% 40% 60% 80% 100%



2. 医薬品の適正使用・適正受診等

ひと、くらし、みらいのために

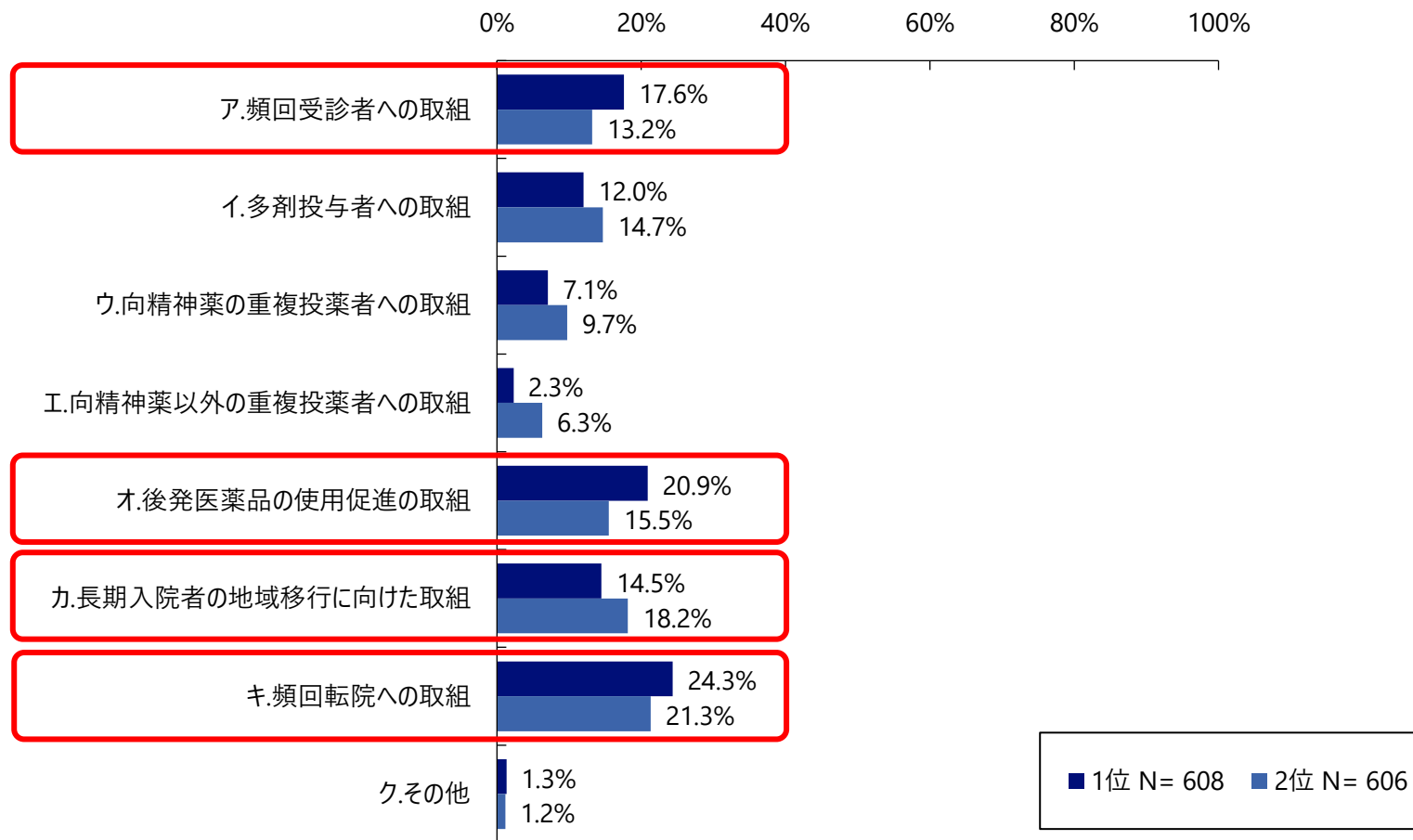


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

【総論】 効果が低いと考える取組

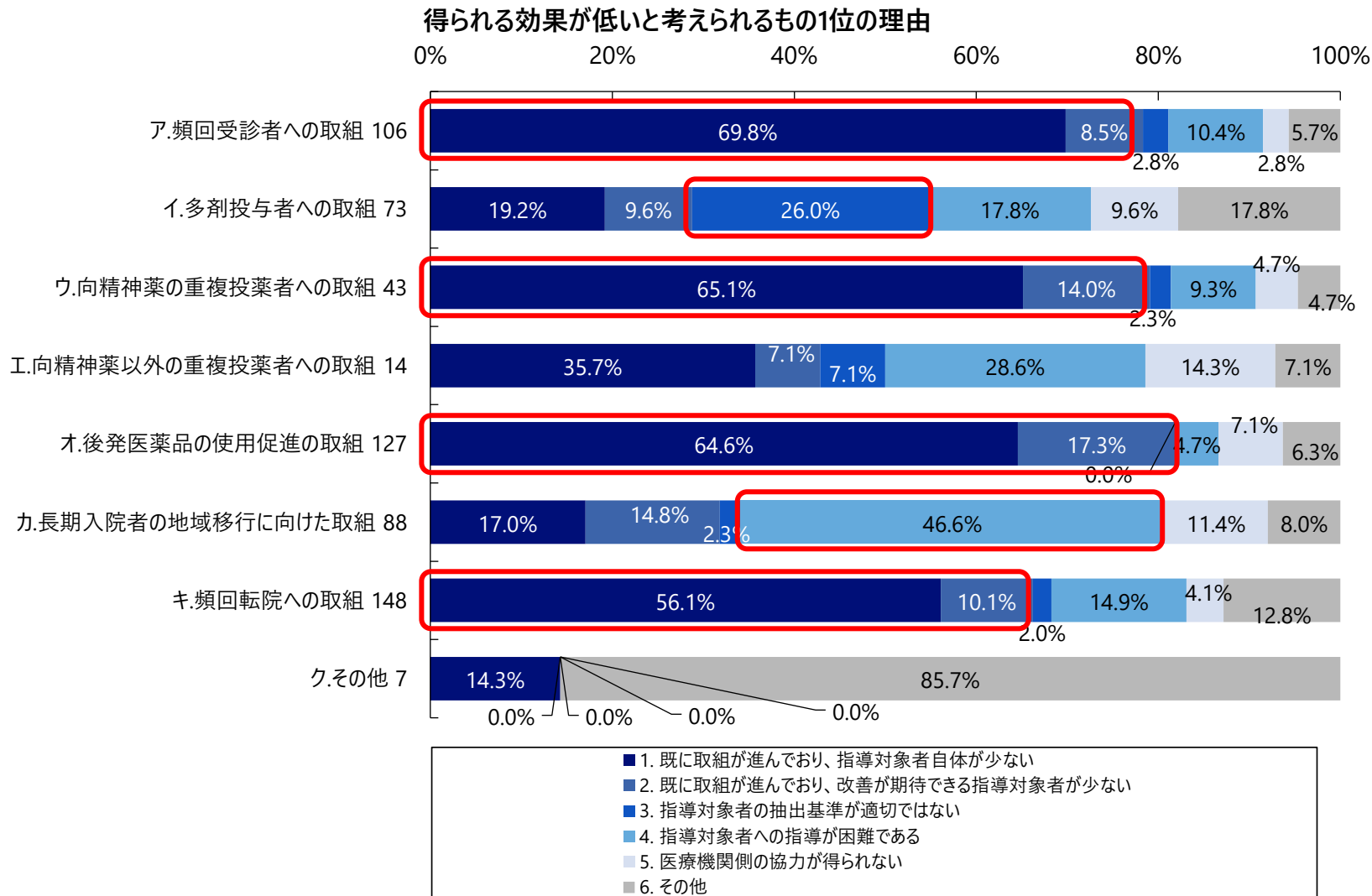
医薬品の適正使用・適正受診等に向けた取組のうち「得られる効果が低い」と考えられるものについて、「頻回転院への取組」が最も多く（1位に挙げた自治体が24.3%、2位が21.3%）、「後発医薬品の使用促進の取組」、「頻回受診者への取組」、「長期入院者の地域移行に向けた取組」が続いた。

医療扶助の適正実施に向けた取組について、得られる効果が低いと考えられるもの



【総論】 効果が低いと考える理由

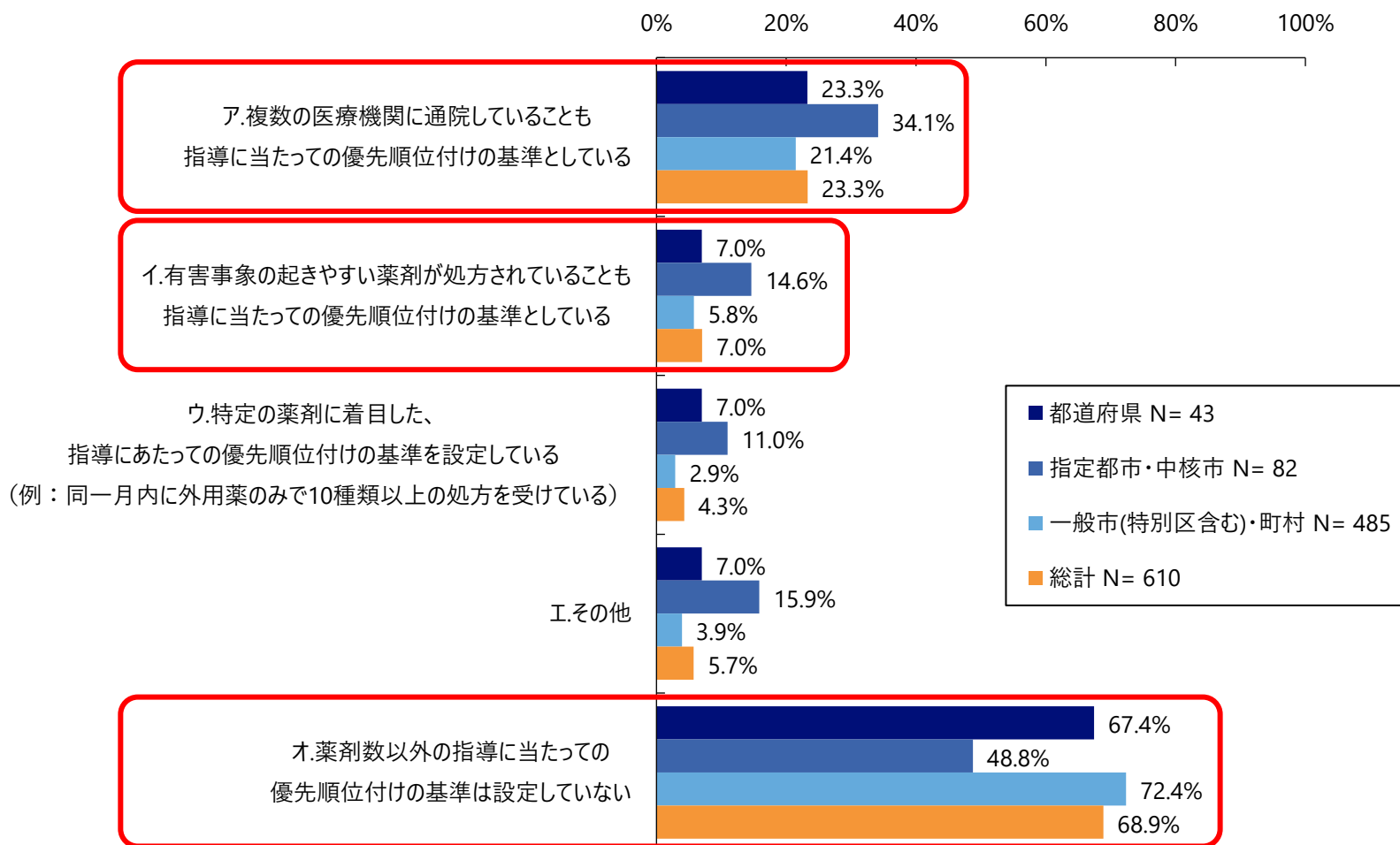
「頻回受診者への取組」「向精神薬の重複投薬者への取組」「後発医薬品の使用促進の取組」「頻回転院への取組」では、「既
に取組が進んでいる」ことを理由とする自治体が多かった。このほか、「多剤投与者への取組」（抽出基準が不適切）、「長期
入院者の地域移行に向けた取組」（指導の困難さ）など、取組ごとに特徴的な「理由」も見られた。



【多剤投与】指導実施時の優先順位付けの基準

優先順位付けの基準について、「設定していない」とする自治体が多数を占めた。一方、複数の医療機関に通院していることや、有害事象の起きやすい薬剤が処方されていることを基準として設定している自治体も一定数みられた。

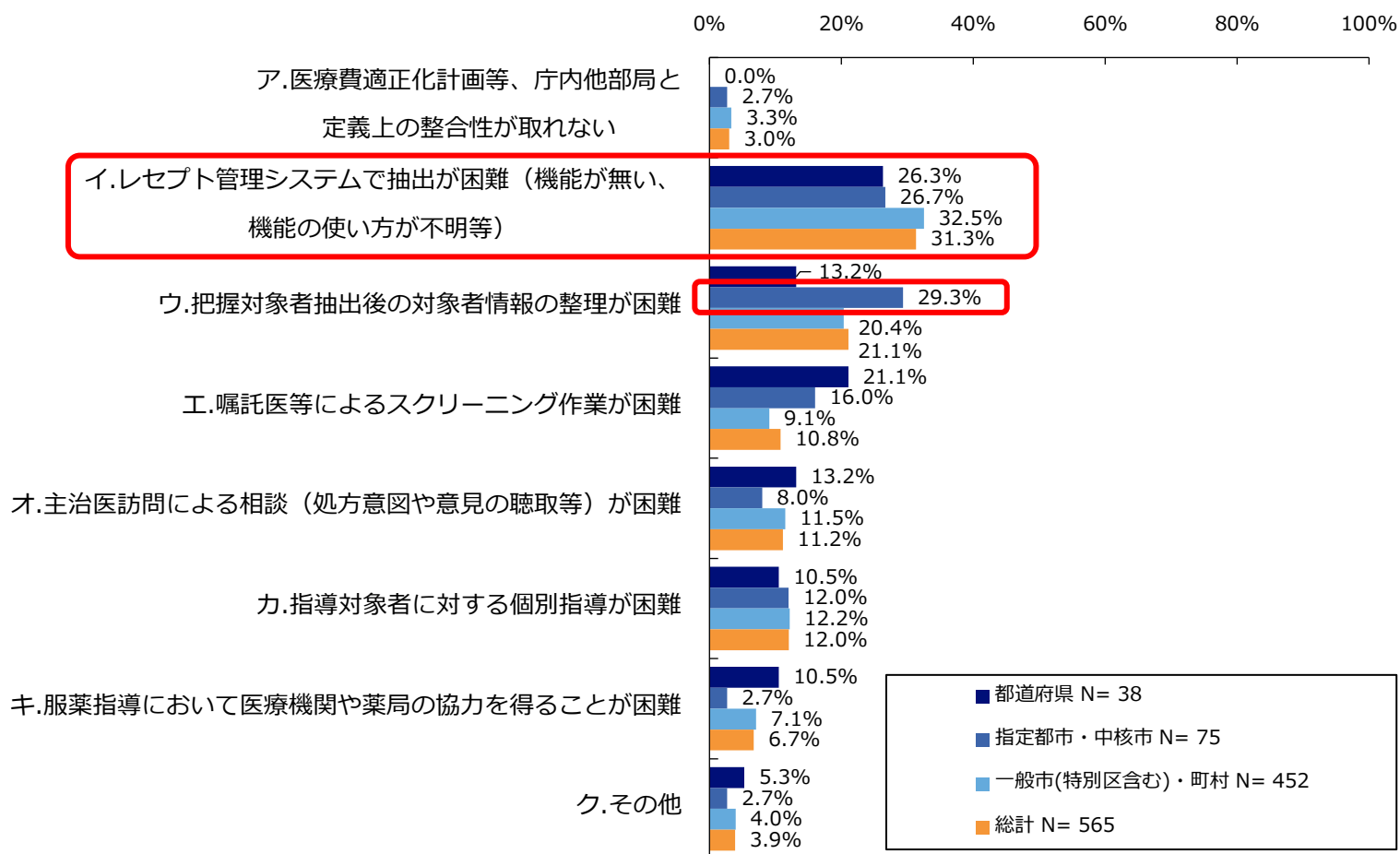
多剤投与者の指導を実施する際の優先順位付けとして薬剤数以外の基準を設定しているか（複数回答可）



【多剤投与】指導対象者の拡大に係る課題

多剤投与の指導対象者を拡大する際に想定される課題について、全体では「レセプト管理システムでの抽出が困難」が最も多く、指定都市・中核市では「把握対象者抽出後の対象者情報の整理が困難」が最も多かった。

指導対象者を15種類未満に拡充する場合、ボトルネックと考えられる要因



【重複・多剤投与】指導対象者（候補者）の抽出方法

全体的に、福祉事務所の「レセプト管理システム」の抽出機能を活用している自治体が最も多かった。指定都市・中核市では、「外部機関への委託」との回答も比較的多かった。

重複・多剤投与者を抽出する際の手法



■ ア.レセプトや薬歴等をもとに対象者を手動で抽出している

■ イ.外部機関にデータ分析・抽出業務を委託している

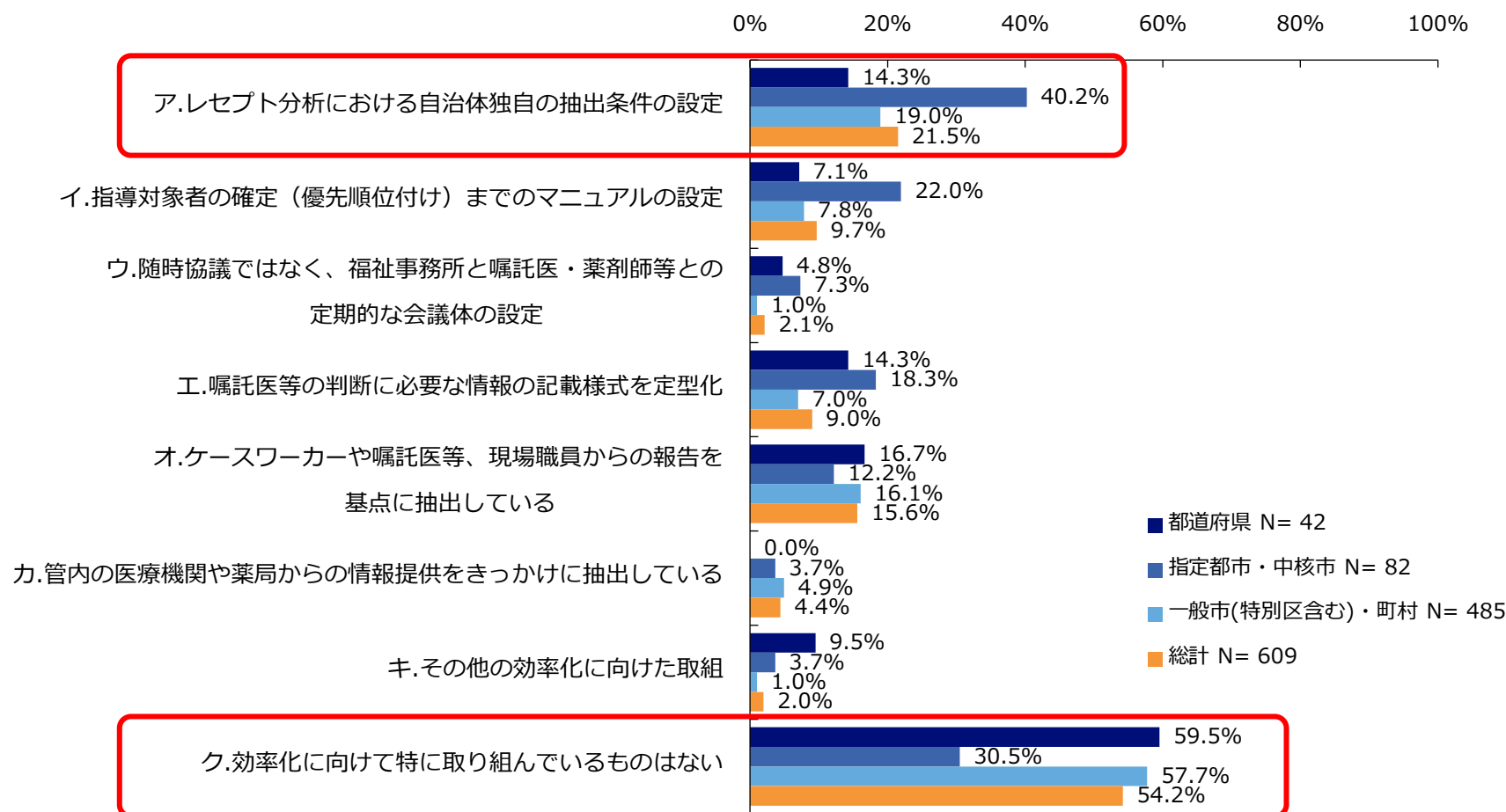
■ ウ.レセプト管理システムの抽出機能を活用している

■ エ.その他の抽出手法

【重複・多剤投与】指導対象者の抽出プロセスにおける工夫

指導対象者の抽出プロセスを効率化する工夫について、「特に取り組んでいるものはない」との回答が過半数であった。実施されている工夫の中では、「レセプト分析における自治体独自の抽出条件の設定」が多かった。

重複・多剤投与の指導対象者の抽出プロセスを効率化する工夫（複数回答可）



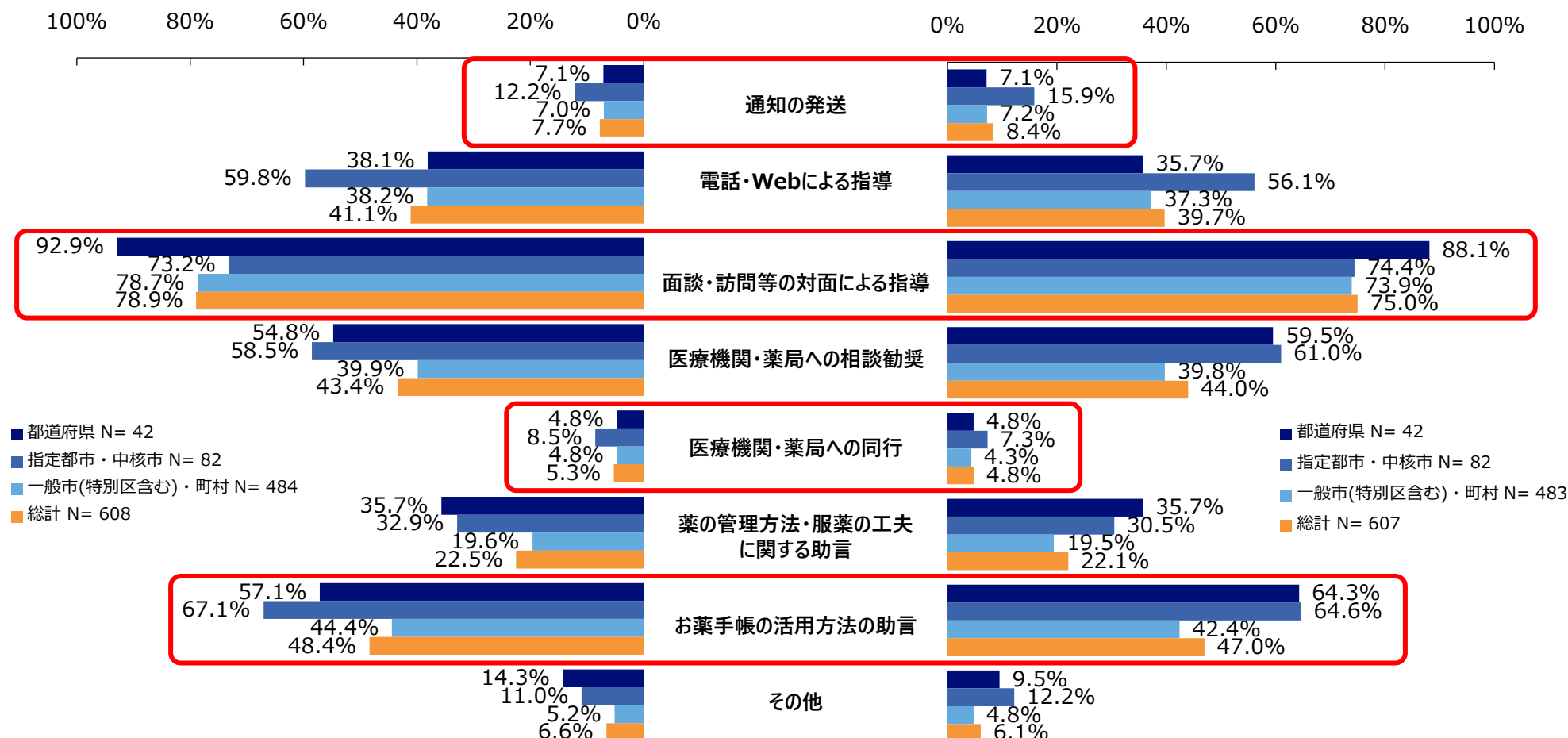
【重複・多剤投与】指導の内容

重複投薬者に対する指導と、多剤投与者に対する指導のいずれについても、「面談・訪問等の対面による指導」が全体で最も多く、「お薬手帳の活用方法の助言」が続いた。一方、「通知の発送」や「医療機関・薬局への同行」は少数であった。

重複・多剤投与者に対する指導内容について、実施・検討しているもの（複数回答可）

1. 重複投薬者への指導

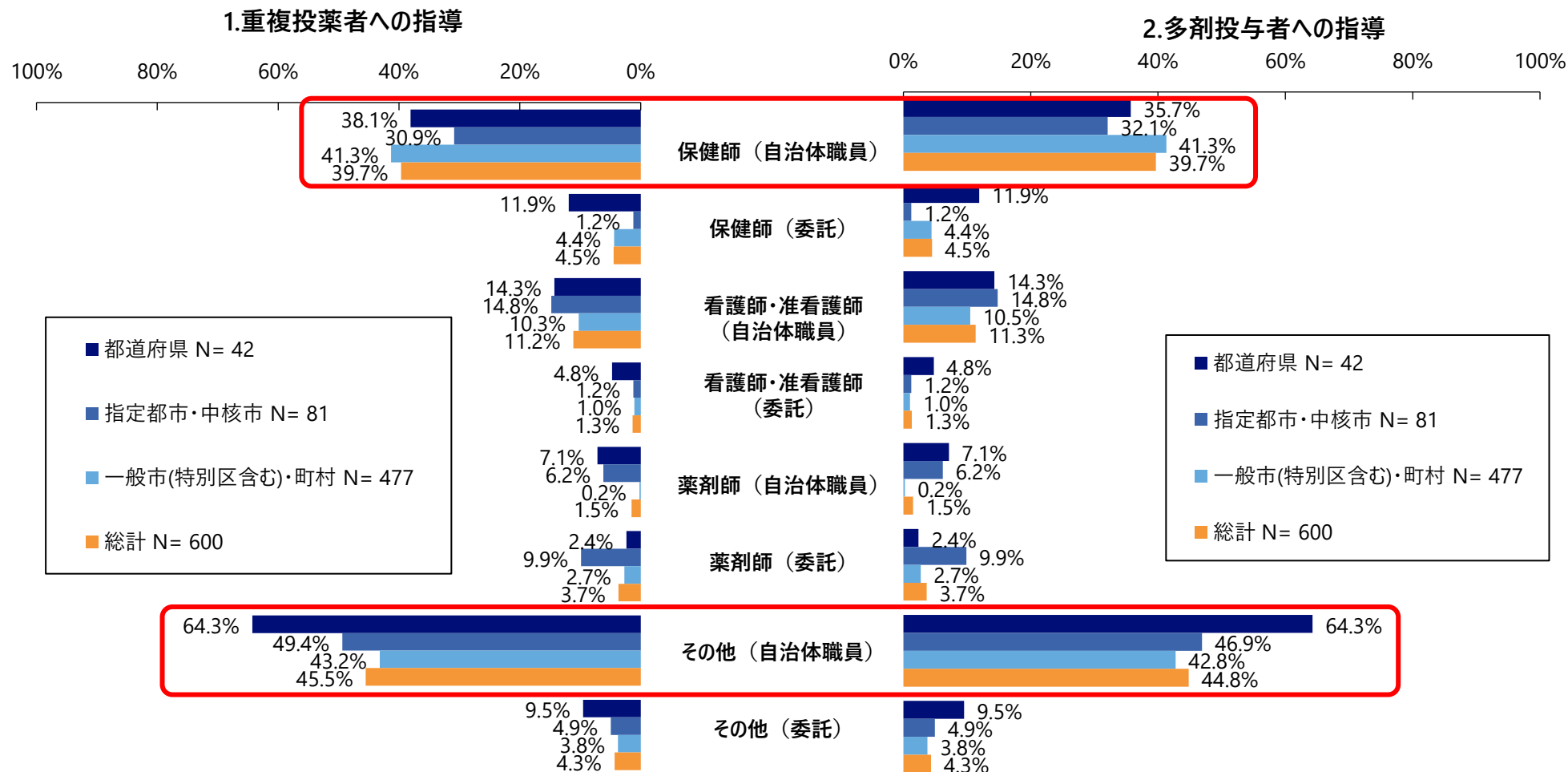
2. 多剤投与者への指導



【重複・多剤投与】指導の実施者

重複投薬者に対する指導と、多剤投与者に対する指導のいずれについても、「その他（自治体職員）」が全体で最も多く、「保健師（自治体職員）」が続いた。

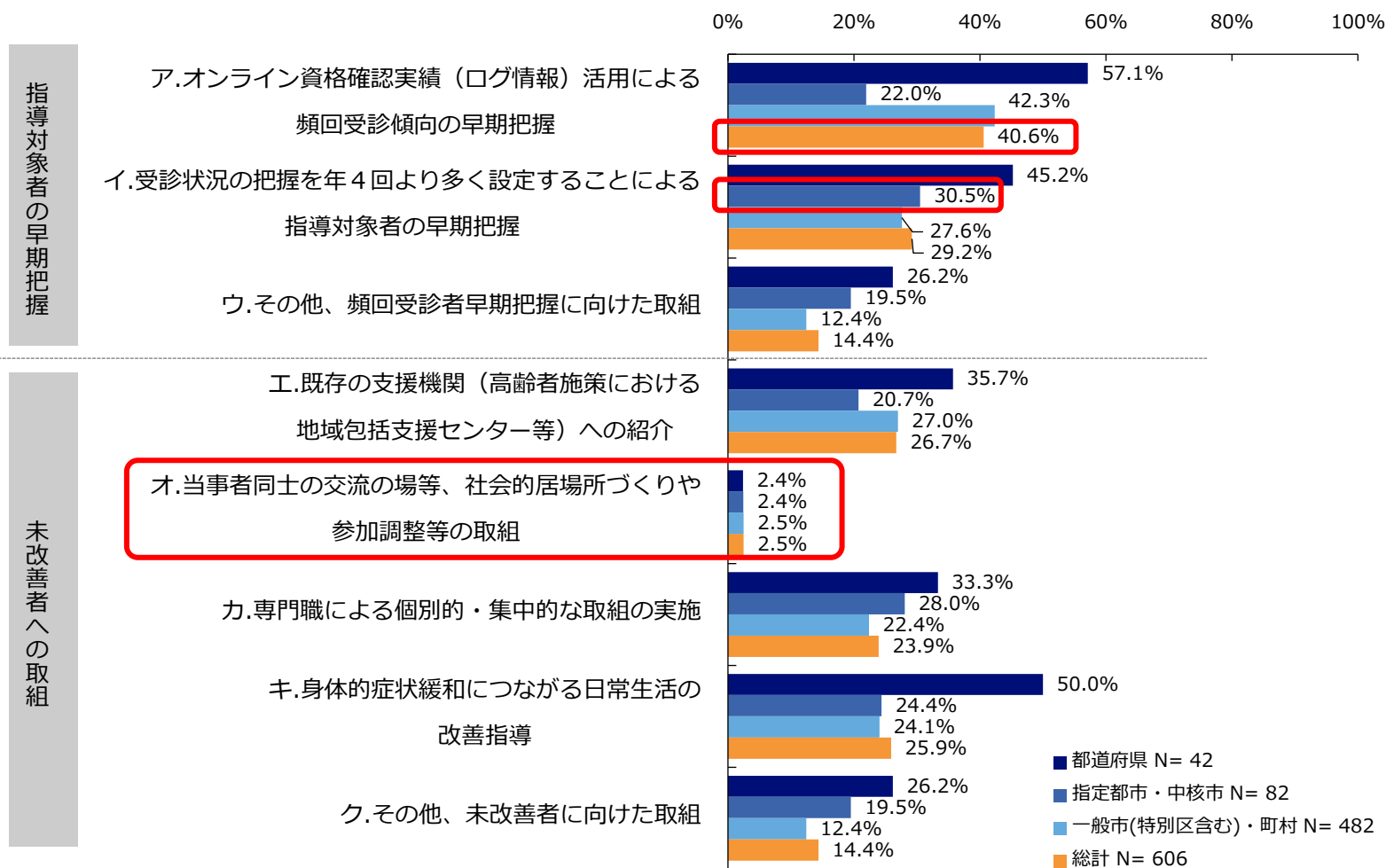
重複・多剤投与者に対する指導を行っている者（複数回答可）



【頻回受診】早期把握等の取組状況

指導対象者の早期把握の取組について、全体では「オンライン資格確認実績（ログ情報）活用」が最も多く、指定都市・中核市では「受診状況の把握を年4回より多く設定することによる指導対象者の早期把握」が最も多かった。また、未改善者への取組について、「社会的居場所づくりや参加調整等の取組」は最も少なかった。

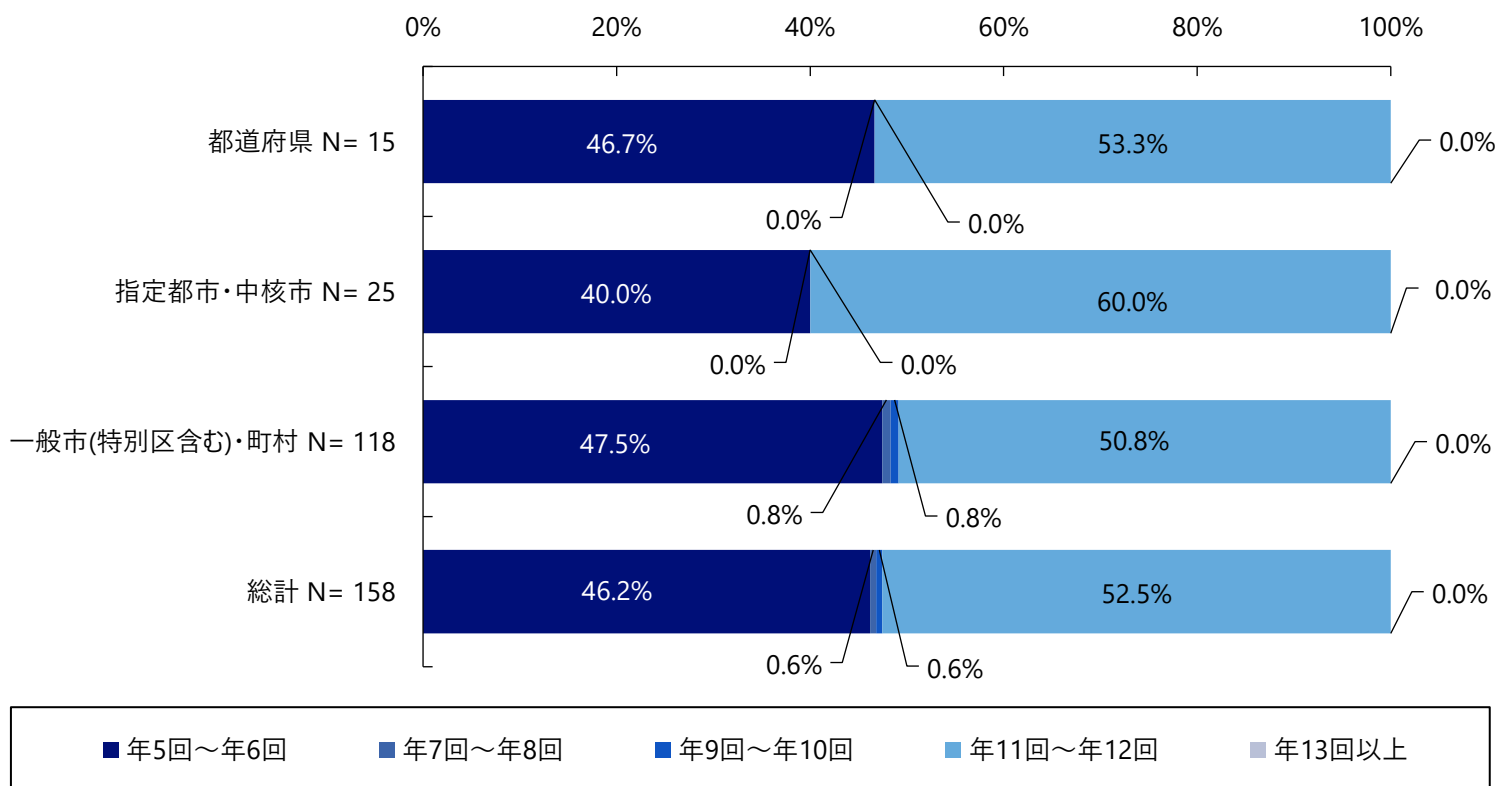
頻回受診対策として実施・検討しているもの（複数回答可）



【頻回受診】 受診状況の把握回数

受診状況を把握するタイミングを年4回より多く設定している自治体では、「年5回～6回」との回答と「年11～12回」との回答が、概ね半々であった。

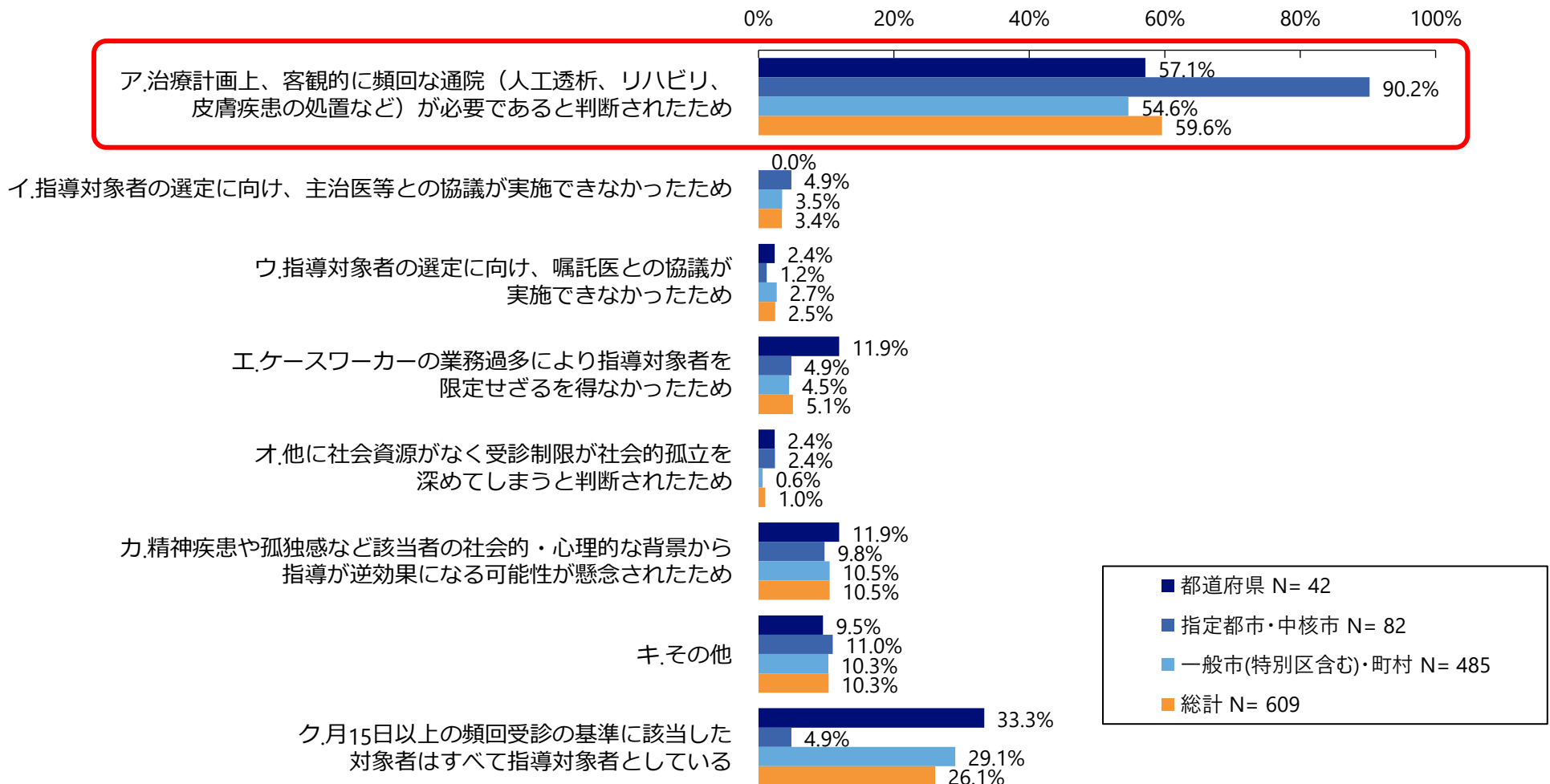
受診状況の把握を年4回より多く設定することによる指導対象者の早期把握
具体的な回数



【頻回受診】最終的に指導対象者としなかった理由

レセプト抽出により候補者となったものの、最終的に指導対象者としなかった理由について、「治療計画上、客観的に頻回な通院が必要であると判断されたため」が最も多かった。

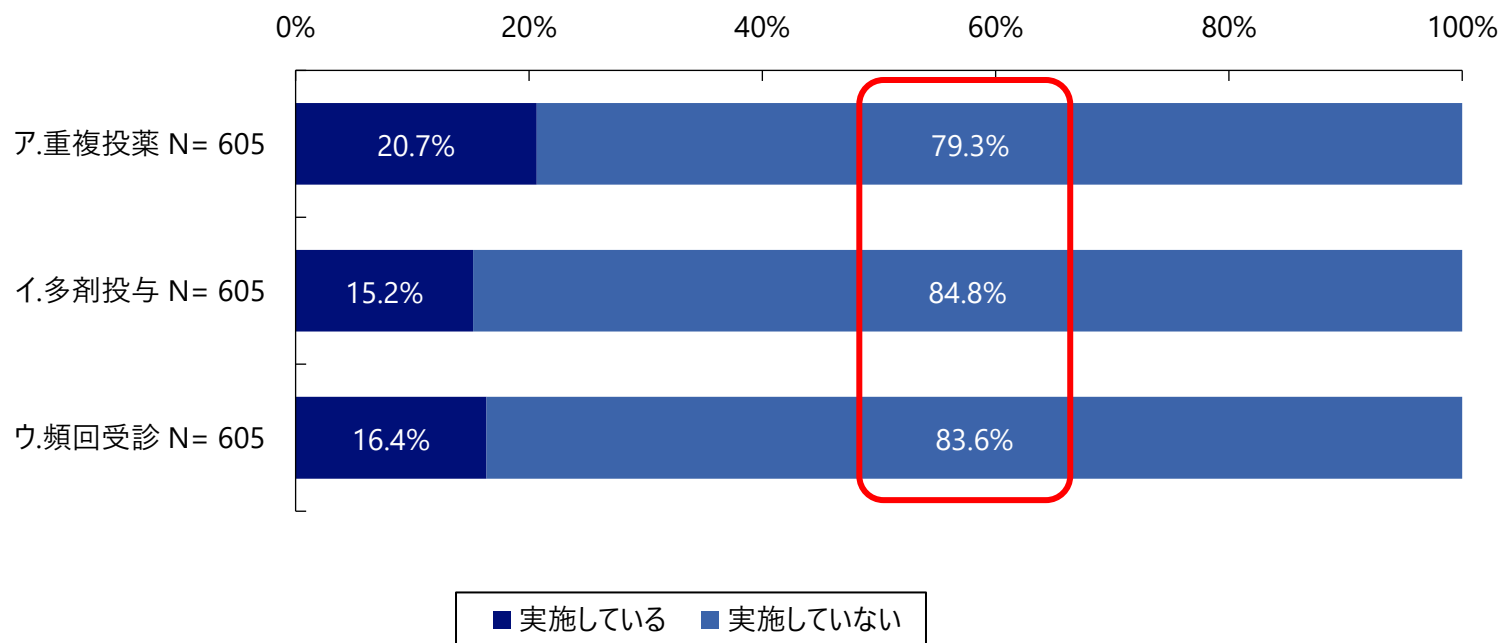
頻回受診の基準に該当したものの指導対象者としなかった主な理由（2つまで回答可）



【その他】他法によるレセプトの確認状況

重複・多剤投与や頻回受診対策における、他法によるレセプト（難病・自立支援医療など）の確認状況について、多くの自治体で「実施していない」との回答であった。

重複・多剤投与および頻回受診対策として、
他法によるレセプト（難病・自立支援医療など）の確認を実施しているか



3. 都道府県による市町村支援 (令和 7 年度施行)

ひと、くらし、みらいのために

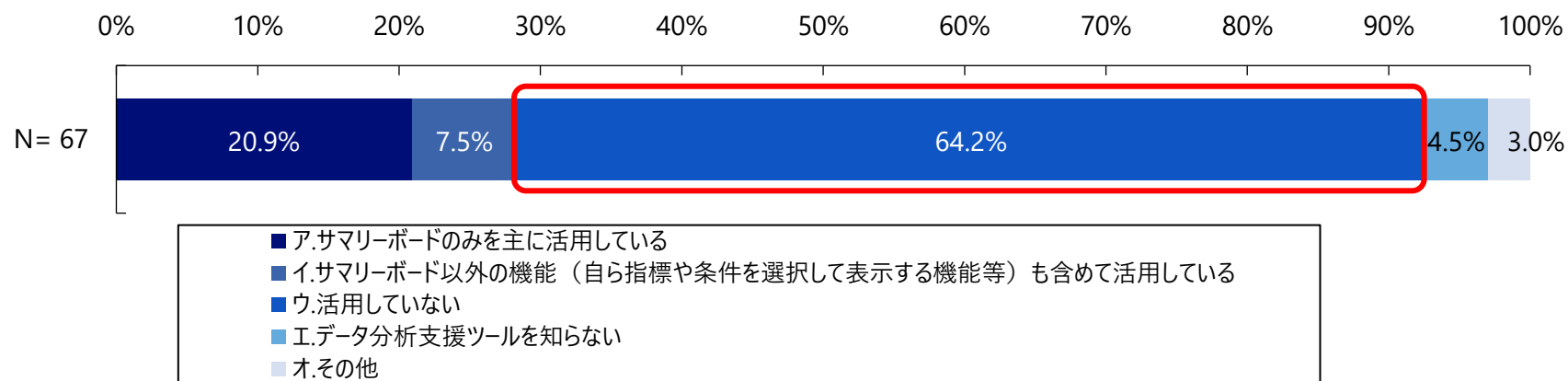


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

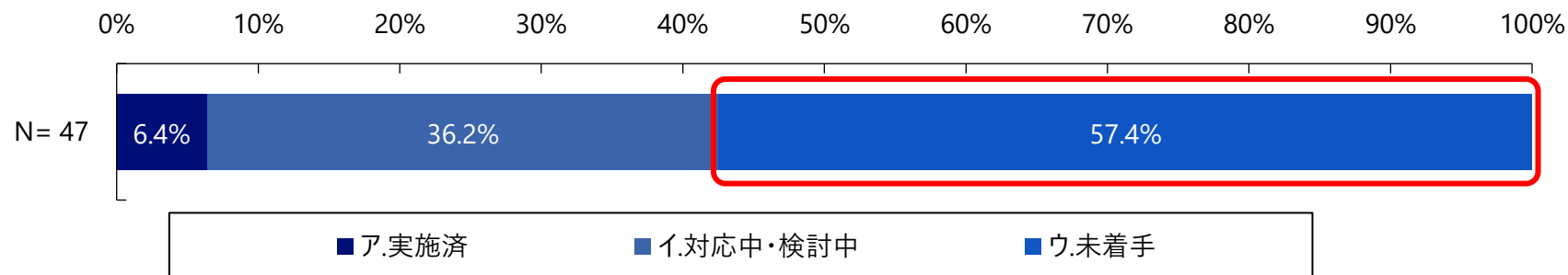
都道府県回答／データ分析支援ツールの活用状況

国が都道府県に配布した「データ分析支援ツール」について、「活用していない」との回答が最も多かった。また、管内の地域比較等のデータ分析について、「未着手」との回答が最も多かった。

データ分析支援ツールについて、どの程度活用しているか



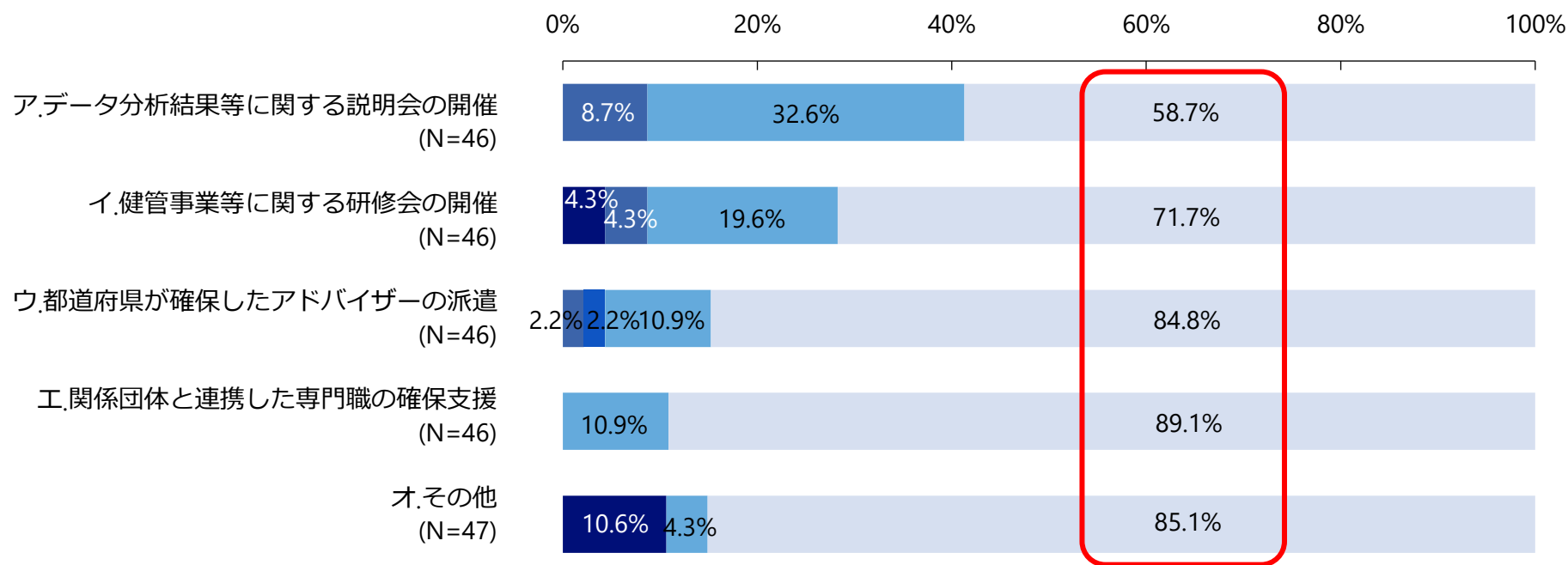
R7年度中の管内の地域比較等のデータ分析の実施について、現在の取組状況



都道府県回答／市町村に対する技術的助言等の実施状況

市町村に対する技術的助言等については、「予定無し」との回答が最も多かった。

管内市町村へ医療扶助や被保護者健康管理支援事業に関する技術的助言等の支援を行っているか



■ 1. 令和6年度以前から実施 ■ 2. 令和7年度に新規実施 ■ 3. 令和8年度の新規実施に向けて検討中 ■ 4. 検討中（時期未定） ■ 5. 予定無し

市町村回答／既に受けている支援、希望する支援

市町村に対する質問において、「既に受けている支援」と「希望する支援」について、いずれも「健康管理支援事業等に関する研究会の開催」との回答が最も多かった。この他、「希望する支援」については、「都道府県が確保したアドバイザーの派遣」や「関係団体と連携した専門職の確保支援」との回答も多かった。

